

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「元気・活力・友愛」のある里づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

高知県、高知県高岡郡四万十町

3. 地域再生計画の区域

高知県高岡郡四万十町の区域の一部(十和地区)

4. 地域再生計画の目標

四万十町十和地区は、高知県西部、日本最後の清流といわれる「四万十川」の中流部に位置し、豊かな森林と中山間地特有の狭い農地を活かした美しい石積の棚田などが多く展開する農林業を基幹産業とした自然の恵み多い農山村である。

しかし、近年、本地区においても高齢化・過疎化の進行（65歳以上の高齢者が32.3%を占めるとともに、過去5年間の人口が7.5%減少）が著しく、農林業の担い手不足による森林の手入れ不足や耕作放棄地の増加等が大きな課題となっている。

また、こうした高齢化に対応するために、高齢者が安心して暮らせる町づくりを目指し、新たに廃校になった小学校を再利用した社会福祉施設の整備・充実を積極的に図ることとしているが、各集落からそれらの施設までのアクセス道の未整備区間が非常に多く、改善が急務となっている。

このため、本地区の重要なインフラである町道及び農林道の効率的な整備により、農林業の振興と地域の道路ネットワークの構築を図るとともに、介護及び福祉サービス事業等のさらなる充実、交流人口の拡大を図り、「元気・活力・友愛」のある里づくりを目指すこととする。

(目標1)農林業の振興と地域環境の改善

本地区の農業は、農産物の低価格化や鳥獣被害など多くの問題を抱えているが、特に農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加の解消が課題となっている。

そのような中、まず、ハード面では町内の農地について国の制度事業(中山間総合整備事業)や県・町の単独事業の積極的な導入により基盤整備(ほ場整備等)の促進に努め、生産性の向上や合理化の推進を図ることにより、高齢化に対応した集落営農の促進を図るとともに耕作放棄地の減少を目指している。また、高知大学農学部と広島県(県立農業技術センター等)で取り組まれている産学官研究開発事業(農林水産省、先端技術を活用した農林水産高度化事業)と連携し、高齢者でも快適に作業できる最先端の「イチゴ栽培ベッドの可動・立体栽培システム」の導入を積極的に推進することで、地域農業の核となる農家を育成し、活力ある生産基盤の構築を目指す。ソフト面についても、近年、地産地消グループ「おかみさん市」による産直活動が活発に行われていることや、意欲的な集落において集落営農組織の立ち上げなど町民の主体的な活動が行われているが、集出荷及び営農機械等の搬送に多大な時間を要することなどが、それらの活動を円滑に行ううえでの妨げにもなっており、町道及び農林道を整備することで農林産物や農機具の搬送時間の短縮化を行い生産の効率化及び流通の敏速化を図る。

また、特にそれらの活動の中心的存在になって生産・出荷に携わっている「おかみさん市」メンバーの女性達には運転技術に不安な方も多く、道路を整備することで生産や活動意欲の増加に大きく繋がることも期待できる。

また、林業については、町内十和地区の民有林のうち約4割を人工林が占め、除間伐・枝打ち等の施業を実施しながら林業所得の向上や森林の公益的機能の維持に努めているが、現在、間伐材の搬出にかかる移動時間の短縮や大型運搬車の利用可能な箇所拡大、間伐材の積み込みの際の通行制限の解消が課題となっている。このため、町道及び農林道を整備することによりこれらの課題が解決されるとともに、森林所有者の山離れに歯止めをかけ、今後は、間伐材の利用促進や広葉樹の有効活用等も図っていく。

- ・ 耕作放棄地の30%減少
- ・ ほ場整備率の26%増加(48% 74%)
- ・ おかみさん市の売上げ30%増加
- ・ 集落営農組織(9組織 14組織)
- ・ 間伐実施面積の20%増加

(目標2) 町道、農林道整備による拠点施設へのアクセス改善

本町十和地区は、地区の中央を四万十川沿に国道381号線が東西に走り、その国道に2つの県道の昭和中村線と十和吉野線が接続し、それらの国、県道から点在する19集落に向けて町道及び農林道が延びている。しかし、それら各集落を結ぶ道路は幅が狭く、急カーブ・急傾斜といった危険箇所が多いため、通勤時間帯などの行き違いに伴う車の混雑なども多く、国道381号線沿いの役場周辺や昭和集落周辺に整備されている拠点施設までのアクセスに非常に時間がかかっている状況である。

特に、昭和集落にある町営の国保診療所は非常に利用率が高いにもかかわらず、通院時間に1時間以上要する地域もあるうえ、十和地区には救急病院が無いため、急病者等の輸送は約40km離れた窪川地区まで搬送しなくてはならず、集落によっては約2時間近くも要し、いざという時には生命危険さえ伴うこともある。

このため、町道及び農林道を整備することにより、町民が健康で安心して暮らせる環境づくりを行う。

- ・ 集落から診療所への30分以内人口カバー率の30%向上

(目標3) 地域に根ざした介護サービス事業の充実

四万十町十和地区では、しまんと町社会福祉協議会による訪問介護サービス、通所介護サービスなどの居宅系サービスを行っているほか、筋力トレーニング事業を実施するなど、在宅介護、介護予防の取り組みを実施している。しかしながら今後も高齢化に伴い要介護者は増加が見込まれており、介護ニーズはますます高まってくることが予想されている。高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域密着型小規模多機能事業所を整備し、在宅介護サービスの一層の強化を図ることとする。

- ・ 地域密着型小規模多機能事業所の整備(四万十町全体で平成21年度までに2箇所)

(目標4) 観光資源を活かした交流人口の拡大

十和地区は、川渡しの鯉のぼりの発祥の地であるうえ、四万十川沿いには至る所に昔ながらの風光明媚な箇所も数多く、中流域の緩急とり混ぜた流れは、釣り、カヌー、ラフティング等のレジャーにも最適な場所も多く存在する。また、山側においては「日本最古の

複層林」を有する糺ヶ瀬森林公園、地吉の夫婦杉など豊富な観光資源が数多く存在しているが、これまで家族連れやグループでの中長期的に安心して滞在できる拠点施設等がなかったため、隣の四万十市(旧西土佐村・旧中村市)に多くの観光客を奪われていたのが現状であり、滞在型の拠点施設の整備が当町の大きな課題のひとつとなっている。

このため、平成 16 年度に廃校となった旧古城小学校を事業者は無償貸与し滞在型の農村交流宿泊施設等として整備し、また、県道の改良と併せて当該町道を改良することにより、当該施設の存在する集落への産業・福祉両面での効果に加えて、当宿泊施設へのアクセス改善による来訪者の利便性・安全性を確保し、交流人口の拡大を図るものとする。

- ・ 5 年後の当地域への観光客の延べ滞在者数の 10%増加

5.目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

四万十町のキャッチフレーズである「山・川・海 自然が 人が元気です」のもと、地域住民の一人ひとりがいきいきと輝いて暮らせるまちづくりを目指して取り組みを進める。

具体的には、現在、県で事業実施中の「県道十和吉野線」、「県道昭和中村線」の改良に併せて行う町道「地吉犬飼線」、「昭和戸口線」や十和地区の主要集落からの町道のうち「里川線」、「浦越本線」、「四手崎線」、「相互線」、「楠野線」など、特に狭小で危険な箇所を改良を進めることにより、現在、本町で高齢化に対応した施策として積極的に推進している農業の基盤整備や福祉施設のハード整備と併せて、農林産物の物流の効率化や医療施設等へのアクセスの改善を図り、地場産業の活性化、介護・福祉サービスの充実を図るとともに、救急患者の搬送時間を短縮することによる救命率の向上をも図る。

「基幹林道大道線」は、沿線に約 130 戸 400 名が生活しているうえ 2,750 ha の広大な山林の森林施業のアクセス道でもあり、愛媛県鬼北町(旧日吉村)や大正地区下津井への最短のアクセス道でもあることから、当林道の狭小区間の改良を図ることにより、森林施業の効率化と間伐面積の拡大を図るとともに、農林産物の物流の効率化、沿線にある「日本最古の複層林」を有する森林公園への観光アクセスの改善、他県、他地区とのさらなる交流の拡大のための効率的な道路ネットワーク構築を目指す。

さらに、廃校施設の転用を可能とした上で、四万十町高齢者保健福祉計画等を踏まえ、民間組織との連携のもと、旧古城小学校を地域の健康づくりの拠点、コミュニティ拠点及び都市との交流拠点として整備し活用する。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金を活用する事業

支援措置の番号及び名称

【番号】A3001

【名称】道整備交付金

事業の概要

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・町道(四万十町) 四万十町
(道路法第8条1項認定 S59年12月24日(浦越本線以外))
(" H3年9月20日(浦越本線))
- ・林道(基幹林道)(四万十町) 四万十町(高知県)
(森林法第5条1項 四万十川地域森林計画(H13年12月28日高知県策定)に記載)

[事業期間]

- ・町道(平成17年度～21年度)、林道(基幹林道)(平成17年度～21年度)

[整備量及び事業費]

- ・町道 5.0km、林道(基幹林道) 1.5km
- ・総事業費 1,310,000千円 (うち交付金 655,000千円)
- (内訳)町道 960,000千円 (うち交付金 480,000千円)
- 林道(基幹林道) 350,000千円 (うち交付金 175,000千円)

(2) 廃校校舎等の転用

支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

事業の概要

旧古城小学校は平成16年度に廃校となっており、現在の利用は極めて少なく、年に数回の小学校児童の合宿に使用されている程度である。今回の支援措置により同校の転用を可能にし、地域の健康づくりの拠点、コミュニティ拠点及び都市との交流拠点として整備することで、高齢者福祉サービスの向上、地元経済の活性化、交流人口の拡大を目指す。

具体的には、地域密着型小規模多機能事業所として訪問・通い・宿泊に幅広く対応したサービス提供を行い、「住み慣れた場所でいつまでも暮らしたい」という要介護者のニーズに応えていくとともに、同施設を地域の健康づくり拠点として活用する。

また、同校舎の一部を滞在型の農村交流宿泊施設としても整備し、田舎の日常生活そのものを体験プログラム化し、農村の生活体験ができる場所として整備し、地域の活性化につなげる。

なお、これらの事業を行うにあたり、町では廃校舎等を事業者は無償貸与して有効活用を図るとともに、当町から貸与を受けた事業者は協力金を募るなどして改修の一部を負担させ、地域住民を中心とした雇用により事業運営を行うことを予定している。

以上の事業及び運営を担う民間事業者として、NPO法人「せんだんの樹」(現在認証申請手続中)を想定している。その理由としては旧校舎を母校として育った地域住民が中心となって自発的に組織されたもので、積極的な運営が期待できること 事業運営について平成17年度より協議を行っており、メンバー全員が目的や理念を共有している組織であること 自らがサービス提供者であるいっぽう、家族をはじめサービス利用者としての需要も抱えており、利用者の立場に立った柔軟な対応が可能 などがあり、事業者として適当であるとの結論に至った。

支援措置の適用要件

- (ア) 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること

- ・ 四万十町が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣に認定申請する。
- ・ 古城小学校廃校年月日：平成17年3月25日

- ・ 設置主体：四万十町（旧十和村）

（イ） 廃校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。）

- ・ 旧古城小学校周辺の地域は町中心部から離れた山あいには点在し、送迎のある通所サービスや訪問介護サービスなどの要望が特に高く、また産業面については農林業生産以外の生活手段に乏しい地域でもある。しかしこうした地理的状况にあっても、「地域で互いに支えあっていく」といった集落内での自治意識も強く、さらには古くから伝わる伝統文化を大切に残し続けてきているなど、小さいながらも活発な取り組みを行っている。また廃校舎の活用については、当初より地域住民と行政が一体となって議論を重ねてきたところであり、施設整備から運営の方針についても今後も継続して連携することが確認できている。

介護サービスの充実の本町の福祉施策推進の上でも重要な課題であるとともに、集落等自治組織が地域資源等を活用してこれまでの農林業生産以外の収入手段を確立し、自立、持続可能な組織形成を確立することは、本町が今後抱える重要課題そのものである。

事業運営にあっては、情報の共有はじめあらゆる面で官と民がともに協力し合い、過疎化の進む山間集落が生まれ変わる画期的な事例としていきたいと考えています。

（ウ） 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

- ・ 介護事業所や交流宿泊施設の別に関わらず、まず本町の現在の財政状況、遊休公有財産の状況を考えた中で、新たに施設整備を行うことは困難でありかつ非効率的であるといえる。旧古城小学校は集落の拠点として、地域住民の交通の便からも比較的立地条件がよいので、気軽に立ち寄ることが可能である。さらに校舎の保存状態も比較的良好であり、周囲を自然がとり囲む落ち着いた環境にあるため、高齢者も安心して時間を過ごすことが出来る。また、一部は宿泊可能なスペースとして若干の改修がされており、ベッドやエアコンの設置された部屋があるほか、風呂場も整備されており、小規模な改修により事業開始が可能であることから、旧古城小学校はこれらの事業を行うために最も適した施設であるといえる。

（エ） 同一地方公共団体による無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

- ・ 本町は、NPO 法人「せんだんの樹」に対し、旧古城小学校を無償貸与する。なお、その際は関係法令に反しないよう実施する。

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別措置を活用するほか、「元気・活力・友愛」のある里づくりを達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・町道「大井川西土佐線」「戸川日吉線」「古城日吉線」等の整備（継続）（～H21）
 既存の計画(旧十和村総合振興計画)に基づき道整備交付金路線と連携して整備
 [目的]
 高齢化の進む中、安全安心な暮らしを支える効率的な道路ネットワークの構築を目指す。
- ・農業の基盤整備の促進（継続）（H15～H19）
 主に国の制度事業の利用に加え、制度にのらないものについては、町単独でも実施。
 農業の基盤整備(主にほ場整備) 30工区以上
 [目的] 農業の生産性の向上と高齢化に対応した効率的な農業を目指す。
- ・総合拠点施設の整備（H17～H19）
 道の駅の整備に向けた取組を行うとともに道の駅に併設した直販・集出荷・食材供給施設等を取りそろえた総合拠点施設整備を図る。
 [目的] 地場産業並びに地域の活性化の推進、情報・交流拠点の整備、地域での雇用の場の創出等
- ・先端技術を活用した農林水産高度化事業（農林水産省、H18～H20）
 広島県（中核機関）と高知大学農学部及び株式会社ダイコーテクノで取り組まれている開発研究と連携し、「イチゴ栽培ベッドの可動・立体栽培システム」を展示設置し、技術の普及促進を図る。
 [目的] 農業の生産性の向上と高齢化に対応した効率的な農業を目指す。

6.計画期間

平成17年度～24年度

7.目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地域住民からなる「地域再生協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8.地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし